

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 6 号

令和 8 年（2026年）9 月29日（火）（第 6 日）

吹田市議会会議録 6 号

令和 8 年 9 月定例会

○ 議 事 日 程

令和 8 年 9 月 29 日 午前 10 時開議

- 1 議案第 88 号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第 89 号 吹田市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第 96 号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について
- 4 議案第 97 号 令和 8 年度吹田市一般会計補正予算（第 2 号）
- 5 議案第 98 号 令和 8 年度吹田市水道事業会計補正予算（第 1 号）
 - 議案第 99 号 令和 7 年度吹田市水道事業会計剰余金の処分について
 - 議案第 100 号 令和 7 年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分について
 - 認定第 1 号 令和 7 年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 2 号 令和 7 年度吹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 3 号 令和 7 年度吹田市部落有財産特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 4 号 令和 7 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算認定について
 - 6 認定第 5 号 令和 7 年度吹田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 6 号 令和 7 年度吹田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 7 号 令和 7 年度吹田市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 8 号 令和 7 年度吹田市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 9 号 令和 7 年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第 10 号 令和 7 年度吹田市水道事業会計決算認定について
 - 認定第 11 号 令和 7 年度吹田市下水道事業会計決算認定について
- 7 議案第 92 号 市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（建築工事）請負契約の締結について
- 議案第 93 号 市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（電気設備工事）請負契約の締結について
- 議案第 94 号 市営岸部中（北）住宅跡地複合施設整備工事（機械設備工事）請負契約の締結について
- 議案第 95 号 吹田市文化会館非常用発電設備及び直流電源装置更新工事請負契約の一部変更について
- 8 市会議案第 13 号 人権擁護委員の推薦に関する意見について
- 9 市会議案第 14 号 米国による国際刑事裁判所（ICC）関係者への制裁に強く抗議し、制裁の早期撤回と ICC の独立性を守ることを求める意見書
- 10 市会議案第 15 号 女性の人権尊重と支援を踏まえた売春防止法の改正を求める意見書
- 11 市会議案第 16 号 防災庁の発足を見据えた実効性のある防災・減災体制の構築を求める意見書

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 33 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五 十 川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	6 番	中 西 勇 太
7 番	今 西 洋 治	8 番	後 藤 恭 平
9 番	澤 田 直 己	10 番	玉 井 美 樹 子
11 番	山 根 建 人	12 番	村 口 久 美 子
13 番	後 藤 久 美 子	14 番	川 田 尚
15 番	江 口 礼 四 郎	17 番	浜 川 剛
18 番	井 上 真 佐 美	19 番	野 田 泰 弘
20 番	竹 村 博 之	21 番	塩 見 み ゆ き
22 番	柿 原 真 生	23 番	清 水 亮 佑
25 番	林 恭 広	27 番	白 石 透
28 番	有 澤 由 真	29 番	矢 野 伸 一 郎
30 番	小 北 一 美	31 番	橋 本 潤
32 番	乾 詮	33 番	高 村 将 敏
34 番	井 口 直 美	35 番	泉 井 智 弘
36 番	藤 木 栄 亮		

○ 欠席議員 0 名

○ 出席説明員

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	危 機 管 理 監	山 下 栄 治
総 務 部 長	井 田 一 雄	行 政 経 営 部 長	北 澤 直 子
税 務 部 長	中 村 大 介	市 民 部 長	岡 松 道 哉
都 市 魅 力 部 長	脇 寺 一 郎	児 童 部 長	道 場 久 明
福 祉 部 長	梅 森 徳 晃	健 康 医 療 部 長	今 峰 み ち の
保 健 所 長	松 林 恵 介	環 境 部 長	道 澤 宏 行
都 市 計 画 部 長	清 水 康 司	土 木 部 長	梶 崎 浩 明
下 水 道 部 長	愛 甲 栄 作	会 計 管 理 者	伊 藤 さ お り
消 防 長	山 田 武 史	水道事業管理者職務代理者 水 道 部 長	原 田 有 紀
理事（子育て支援センター担当）	岡 田 貴 樹	理事（公共施設整備担当）	木 村 博 一
理事（地域整備担当）	野 口 裕 嗣	教 育 長	大 江 慶 博
学 校 教 育 部 長	大 山 達 也	教 育 監	植 田 聡
地 域 教 育 部 長	二 宮 清 之		

○ 出席事務局職員

局 長	岡 本 太 郎	次 長	守 田 祐 介
参 事	東 貴 一	主 幹	森 岡 伸 夫
主 幹	水 落 康 介	主 査	今 井 理 香 子
主 査	西 村 雄 貴		

（午前10時 開議）

○橋本 潤議長 ただいまから9月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は33人でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

これより議事に入ります。

○橋本 潤議長 次に、日程1 議案第88号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託し、御審査願ってまいりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 議案第88号の審査結果等について報告いたします。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、ひとり親控除の控除額の引上げ、住宅借入金等特別税額控除の特例措置の延長等を行おうとするものであります。

委員からは

- 1 条例改正内容の市民等への周知方法
- 2 条例改正による税収の減少見込み
- 3 再生可能エネルギー発電設備の固定資産税の課税標準の特例割合等を国の参酌基準に合わせる理由
- 4 わがまち特例の変更に伴う市独自施策の検討の有無
- 5 わがまち特例の対象となるペロブスカイト太陽電池の普及見込み

などについて質問がありました。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第88号を原案のとおり承認いたしました。

以上、報告を終わります。

○橋本 潤議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたしま

す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 議案第88号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について、市民と歩む議員の会を代表して意見を申し述べます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、市民税ではひとり親控除額を30万円から33万円に引き上げることや、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和20年度から令和25年度まで期間を延長するという法の改正に従って本市の本条例を改正するということでありますので、市の独自性がないのは残念であります。固定資産税、都市計画税についても、わがまち特例というものの市の独自性は全くない、これのどこがわがまち特例なんだと言わざるを得ず、残念を通り越すとともに、市民の皆様をだますと言えば語弊があるかもしれませんが、わがまち特例というネーミングだけ聞けば、吹田市が独自で頑張っているのだと誤解される市民もおられると危惧、懸念いたします。

再生可能エネルギー発電設備のうちペロブスカイト太陽電池に限定し、償却資産に係る固定資産税の課税標準額の特例割合を地方税法の参酌基準と同じ2分の1とする、陸上風力発電設備については償却資産に係る固定資産税の課税標準額の特例割合をこれも地方税法の参酌基準と同じ3分の2とする、また、政府の補助を受けてバリアフリー改修工事を行った特別特定建築物に係る固定資産税及び都市計画税の減額割合を、これも地方税法の参酌基準と同じ3分の1とするという、これら全て、地方税法改正に従っているだけだということを市民の皆さんに正しくお伝えすることを強く求め、本案に対する意見とします。

○橋本 潤議長 以上で討論終わり、議案第88号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませ

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案どおり可決されました。



○橋本 潤議長 次に、日程2 議案第89号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願っておりまして、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番 井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 議案第89号の審査結果等について報告いたします。

本案は、消費生活センターの位置を変更しようとするものであります。

委員からは

- 1 さんくす3番館5階への移転集約に伴う市民への影響
- 2 車椅子利用者等に配慮した環境整備などについて質問がありました。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第89号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○橋本 潤議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

3番 五十川議員。

（3番 五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 議案第89号 吹田市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について、市民と歩む議員の会を代表して反対の立場から意見を申し上げます。

今回の条例改正は、パスポートセンターの待合スペースの狭隘を解消するために、現在、消費生活センターが使用している2階のスペースをパスポート

センターに充て、その代わりに消費生活センターを5階へ集約、移転するというものです。

この移転の起因となっているのはパスポートセンターのスペース拡充ですが、そもそもパスポートセンターの拡充そのものについて、これまでの経緯を踏まえて考える必要があります。

パスポートセンターの設置に当たっては、平成30年2月定例会において、市議会から費用負担軽減に努めることとの附帯決議がされています。それにもかかわらず、今回の拡充によって、パスポートセンターの共益費等は現在の約2倍、さらに、移転する消費生活センターの費用についても約1.75倍となると試算をされています。これは当初の設置時に議会が求めた方向性から大きくかけ離れているのではないのでしょうか。

また、消費生活センターは昭和55年から現在の場所で、市民の相談窓口としての役割を果たしてきました。これまでも、そのあらゆる議論においても、吹田市は自ら、JR吹田駅前からすぐのこの場所にあることの必要性、重要性等について言及されてきました。それらは議事録等にも残っています。2月定例会の予算審査の時に申し上げましたが、現状、市民から苦情や要望等があるわけでもない中で、パスポートセンターの拡充のために、長年親しまれてきた消費生活センターを移転させ、さらに毎年の経常経費まで増やす必要性には、やはり大きな疑問が残ります。

例えば、現在、併用で使用されている203号室について、パスポートセンターのレイアウトや事務スペースを含め、フロア全体をどのように使えばそれぞれの機能を維持、改善できるかを検討する余地は十分にあります。

今回のようにパスポートセンターを広げるために消費生活センターを移すという方法だけを前提とするのではなく、まずは現在利用しているフロアのレイアウトや事務スペースを工夫するなど、既存の施設を有効活用する方法を改めて検討すべきです。

以上のことから、今回の移転計画は一旦立ち止まって見直すべきと改めて求めまして、反対の意見といたします。

○橋本 潤議長 以上で討論を終わり、議案第89号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、議案第89号は原案どおり可決されました。



○橋本 潤議長 次に、日程3 議案第96号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願っておいりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 議案第96号の審査結果等について報告いたします。

本案は、公用車の交通事故について損害賠償額を決定しようとするものであります。

委員からは、損害賠償額の妥当性について質問がありました。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第96号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○橋本 潤議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論終わり、議案第96号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第96号は可決されました。



○橋本 潤議長 次に、日程4 議案第97号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておいりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 議案第97号の審査結果等について報告をいたします。

本案は令和8年度一般会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ5億960万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,827億1,154万円にしようとするものが主な内容であります。

各分科会での審査の後、本委員会において本案に対する賛成意見が3件あり、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第97号を原案のとおり承認いたしました。

以上、報告を終わります。

○橋本 潤議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

なお、36番 藤木議員から資料の配付の申出がありましたので、会議規則第147条に基づき許可いたしました。クラウド上などに掲載してありますので、御報告いたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 議案第97号 令和8年度吹田市一般会計補正予算（第2号）について、大阪維新の会を代表して賛成の立場で意見を申し上げます。

まずは財政総務分科会に付託された危機管理室所管の防災対策事業循環型トイレの整備について意見を申し上げます。

本事業は、予算上委託料として計上され、循環型トイレの設置に係る経費の全てを業務委託料として執行するものであります。

分科会での質疑及びその後のヒアリングにおいて、

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

3,700万円の予算の内訳について確認したところ、トイレ本体及びバイオ施工が768万円、配管工事が212万円、電気工事が200万円、建築工事が240万円、運搬経費が64万円、諸経費が240万円、これに消費税を加えたものとの説明がありました。

そこで、この積算内容を見る限り、トイレ本体の設置に加え、配管・電気・建築などの工事が含まれていることから、事業の性質としては委託料ではなく工事請負費として予算計上することが適切ではないかと指摘をいたしました。

さらに予算科目の問題は、単なる費目の選択だけではありません。委託料として執行した場合、その経費は物件費として行政コストに計上される一方、本事業によって整備されるトイレは、実態としては一定の資産であると考えられます。

また、財源については地方債緊急防災・減災事業債を活用することです。地方債は将来世代の負担となる負債であることから、資産形成に要する経費とそれに対応する財源を適切に整理し、財務諸表上も実態に即した形で処理することが重要です。財政運営において予算科目を単に執行上の都合で選択するのではなく、事業の実態に即した適切な費目で計上し、資産形成と行政コストを明確に区分することが必要です。

今後の循環型トイレ整備事業については、今回示された積算内容にふさわしい予算科目となるよう、委託料での計上を改め、工事請負費等事業の実態に即した費目で予算計上することを強く求めます。

続いて、文教市民分科会に付託された北千里市民体育館及び目黒市民体育館の空調設備整備について意見を申し述べます。

本事業は、熱中症リスクの観点から、スポーツ環境をより充実させるため、及び避難所としての機能維持と避難者の健康被害軽減のための空調設備の整備と示されています。

同分科会では、本予算により、平常時、スポーツを通じて健康を増進させる環境を整えることを目標として、少しでも早く整備を進めることを考えたとの御答弁でした。もちろん我が会派として否定するものではありません。しかし、分科会の質疑の中で、

北千里目黒の両市民体育館は指定避難所であるにもかかわらず、非常時における発電機の設置の予定もないことが分かりました。議案参考書にも避難所機能の維持に速やかに対応していくと明記しているにもかかわらず、災害時の備えである発電機を整備する予定はないとはどういった理由からなのでしょう。少しでも早く空調をつけることを考えて、指定避難所としての機能がおろそかになることは許されません。早急に非常時における発電機等の設置に向けて、関係部局と協議をしていただくよう強く要望させていただきます。

その他、本予算案には、江坂図書館での期日前投票の実施等、選挙における利便性の向上や、旧市営岸部北住宅跡地の売却収入の年度前半での基金への積立てなど、我が会派としてこれまで要望していた件も盛り込まれており、改めて賛成の意見とさせていただきます。

○橋本 潤議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 議案第97号 令和8年度吹田市一般会計補正予算（第2号）について、会派を代表し、意見を述べます。

期日前投票所について。

今回期日前投票所の移設及び増設については、来年4月に実施される統一地方選挙に向け、ららぽーとEXPOCITYの設置日数拡大や、江坂図書館の新規増設など、3か所から4か所に増設、拡大に努力されたことは評価できます。

江坂図書館については投票場所の狭隘が懸念されており、実施効果を検証し、改善を行ってください。議論にもなった期日前投票所の混雑緩和はもとより、投票率向上の取組と併せて、主要な鉄道駅や公共施設へのさらなる期日前投票所の設置に向け、他市事例も参考に、立会人の確保を進め、取り組むよう求めます。

ガンバ大阪による中学校部活動管理業務の実施について。

来年度から2年間、3校を対象にガンバ大阪アカデミーのコーチを指導者に、モデル実施として配置をされるとのことです。当該校以外のサッカー部生

徒への公平性の観点から、サッカー教室などのイベント企画にとどまらず、部活指導者同士の交流や指導技術の向上に資する取組を検討するよう、求めます。

部活動は教育の一環です。外部委託事業者に教育的意義を認識してもらうための研修は、事業者側が実施しています。事業者任せにせず、市は研修内容を把握した上で必要な協議等を行い、適切な部活動の指導が実施されるよう、公的な責任を果たされるよう努めてください。

北千里体育館及び目黒体育館の空調設備の整備について。

空調設備の整備は安全にスポーツができる環境の確保が主たる目的で、平時の利用のためであり、指定避難所であるが、非常用電源を整備する考えはないとのことでした。平時の利用のためなら、なぜ緊急防災・減災事業債を財源にし、急いで補正予算として提案されたのか疑問が残り、釈然といたしません。

市民体育館への空調設置は市民からの要望が多く、待たれていたものであり、反対するものではありませんが、この7月に発災した熊本地震では酷暑の下、停電によって冷房器具が使えず亡くなられた方や多くの住民に苛酷な環境を強いることになりました。指定避難所に新たに空調設備の整備をされるのですから、非常用電源の整備は必須です。今後、直ちに危機管理室や関係部局で協議し、早急に非常用電源設備の整備を進めることを強く求めます。

自動運転EVバス社会実装事業について。

運転士不足を解消し、持続可能な公共施設公共交通の実現を目指す目的で、今年度、本市、豊中市、関西電力、阪急電鉄の4者によるコンソーシアムを立ち上げる予定とのことでした。

国の補助金を活用するとともに、4者で負担金を支出し、阪急北千里駅から千里中央駅までの路線で、運転士が乗車した状態でのレベル2の実証運行を行い、最短で2029年度にはレベル4のEVバス自動運転による本格運行を目指すとしています。

自動運転EVバスは衝突事故や車両トラブルが相次いでおり、社会実装ありきで安全性をおろそかに

すれば、利用者の命を危険にさらすことになります。そもそもバス事業者の運転士不足は全国的な課題となる中、地域公共交通を維持するために運転士の待遇改善を進めることが不可欠であり、その一義的責任は政府にあります。何より自動運転EVバスの導入自体が目的化され、安全性が損なわれることがあってはなりません。

その上で、今回の補正予算の提案に先立ち、事前に路線周辺住民への説明や意見聴取等が行われておらず、国の交付金決定後に行う方針とされています。

しかし、当該路線は小・中学校の通学路であり、また、高齢者も多い地域です。そのため、交付金の決定を待つことなく、地域の利用者ニーズの把握をはじめ走行環境、車両、システムの安全性を確保するための取組など、本事業に関する十分な説明や意見聴取を早期に実施することを求めます。

あわせて、バリアフリーの観点から、障がい当事者や高齢者団体、福祉関係諸団体等からの意見聴取も同時に行い、車両、車内設備及び乗降環境の整備等、自動運転の導入の有無にかかわらず、誰もが安心して利用できる公共交通政策を推進されるよう強く求めます。

以上、意見として本案に賛成いたします。

○橋本 潤議長 36番 藤木議員。

(36番藤木議員登壇)

○36番 藤木栄亮議員 議案第97号 令和8年度一般会計補正予算について、会派を代表して意見を述べます。

まず、期日前投票所の設置について。

今回の補正予算で期日前投票所を新たに江坂地域に増設するとのことでした。有権者の利便性を高め、投票しやすい環境を整備するという点については、その方向性自体は評価します。

一方で、増設後の期日前投票所は千里ニュータウンプラザ、EXPOCITY、メイシアター、江坂図書館の4か所、配置を市内全体で見ますと、EXPOCITYを比較的近い山田・千里丘ブロックとみなした場合、吹田市が地域の線引きをしている6ブロック中、依然として千里山・佐井寺ブロック、JR以南ブロック、片山・岸部ブロックの3ブロッ

クには、期日前投票所が設置されないこととなります。市内6ブロックのうち半数の3ブロックに、期日前投票所がないという状況です。

選挙は民主主義の根幹であり市民がひとしく投票しやすい環境を整えるということは行政に求められる重要な役割です。特定の地域では身近な場所に期日前投票所が複数ある一方で、別の地域では1か所もないという状況が長期間続くのであれば、選挙における公平性という観点から大いに疑問を感じます。

さらに今回の期日前投票所の増設を単なる市民サービスや利便性向上の問題として捉えるべきではないと考えます。なぜなら、以前と比較して期日前投票を利用する有権者が大幅に増え、現在では選挙における主要な投票手段の一つとなっているからです。

吹田市においても平成24年（2012年）の衆議院議員総選挙では、期日前投票者数は2万2,766人でした。それが令和3年（2021年）には4万8,199人、そして、令和8年、今年2月の衆議院議員総選挙では4万8,787人となっております。投票者数は19万5,861人なので、実に投票した方のおよそ4人に一人が期日前投票を利用していることとなります。

これだけ期日前投票が定着した現在、期日前投票所をどこに設置するのかという行政の判断は、単なる利便性の問題ではないと考えます。どの地域の有権者が期日前投票を利用しやすい環境にあるのかということは、市民の投票行動そのものに影響を与える可能性があります。そして、投票行動に影響を与える可能性がある以上、ひいては選挙結果にも重大な影響を及ぼし得る極めて重要な問題です。だからこそ、期日前投票所の設置場所については一般的な行政サービス以上に、地域間の公平性と選挙管理行政としての中立性が求められるのではないのでしょうか。

今回、私は直近の令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙について、吹田市が公表している投票区ごとの期日前投票状況を基に、各通常投票所から既存の期日前投票所までの距離を整理しました。

そこで、配付した表を御覧ください。

期日前投票利用率の高い順に並べていますが、上位を見ると、高野台市民ホール46.4%、佐竹台市民

ホール45.8%、桃山台市民ホール43.8%、いずみ保育園42.8%、千里たけみ小学校39.5%となっています。これらはいずれも既存の期日前投票所から比較的近い投票区です。

一方で、距離が離れるにつれて利用率が低くなっている投票区も多く見られます。

市長と選挙管理委員会に申し上げたい。これだけ明確な地域差が数字として現れているにもかかわらず、期日前投票所までの距離や交通利便性と利用率の関係を十分に検証せず、過去から要望が多かったなどの安易な理由で設置場所を判断してよいのでしょうか。委員会答弁では、期日前投票制度は選挙期日当日の投票原則とする中で例外として導入された制度であるため、本庁舎等の主要拠点に集約して運用してきたとの説明がありました。確かに公職選挙法上、期日前投票は現在も当日投票原則に対する例外的な投票方法という位置づけであります。しかし、そこで議論を止めてよいのでしょうか。残念ながら吹田市はこれ以上の発想は持っていないようです。国は平成15年に期日前投票制度を創設した際、その目的を選挙人の投票しやすい環境を整えるためと明確に説明し、従来の不在者投票制度よりも手続を大幅に簡素化しました。

さらに平成28年の公職選挙法改正では、市町村選挙管理委員会に対して、人口、地勢、交通等の事情を考慮し、期日前投票所の効果的な設置、交通手段の確保など、選挙人の投票の便宜のために必要な措置を講ずることまで規定しています。

つまり法形式上例外であっても、国の制度改正の流れは、明らかに期日前投票を使いやすくする、投票機会を広げるという方向です。そうであるにもかかわらず、もともと例外制度だから主要拠点に集約してきた、だから、地域間格差など考慮していないという過去の経緯だけを現在の配置の根拠とすることには違和感があります。

高野台市民ホール46.4%、佐竹台市民ホール45.8%、桃山台市民ホール43.8%、いずみ保育園42.8%という数字を、吹田市はどう捉えているのか。投票者のほぼ半数が期日前投票しているにもかかわらず、この期に及んで例外だから云々と、平気で答

弁する感覚が我々には理解できない。問われるべきは制度創設当時の位置づけではありません。現在、吹田市では投票者のおよそ4人に一人が期日前投票を利用しているという実態を踏まえ、どのような配置が市民の投票の便宜に資するののかということが問われているのです。

国が期日前投票所の効果的な設置を法律上求めるまで制度を発展させてきた中で、吹田市が今なお例外制度だから主要拠点に集約するという発想にとどまっているのであれば、制度の現状に認識が追いついていないと言うしかありません。期日前投票が形式上例外であることと、期日前投票所を地域的に偏って配置してよいということは全く別の問題です。

国は例外だから集約せよ、地域間の偏りに配慮しなくてもよいとは言っておりません。むしろ、人口、地勢、交通を考慮して効果的に設置せよと言っているのではないのでしょうか。

後藤市長は時代の流れに敏感な政治家だと思っておりますが、期日前投票所増設に関しての選挙管理委員会の感覚は時代遅れで残念だと申し述べておきます。

さらに、吹田市は例外だから云々だとか、要望が多かったからとか論点をずらさずに、我々が声を大にして訴えている期日前投票所の配置が選挙結果に与える影響について、正面から真摯に向き合うべきです。特に、我々市議会議員選挙では、地域に軸足を置いて活動している議員や候補者が大半です。国政選挙は都道府県議会選挙に比べ、地域との結びつきがより身近な市議会議員選挙において、ある地域には身近な期日前投票所があり、別の地域にはないという差が、投票結果に全く影響しないと吹田市は断言できるのでしょうか。我々は計り知れないほどの影響があると申し述べておきます。

だからこそ、先ほども述べましたが、選挙管理行政には一般の行政サービス以上に公平性と中立性が求められるのではないのでしょうか。市内6ブロックを同じ物差しで評価し、少なくとも各ブロック1か所以上という考え方も含めて、期日前投票所配置の地域間格差を正式に検証していただきたい。そして、今後検討するというだけではなく、いつまでに検証

し、いつまでに方向性を示すのか、そのスケジュールを明確にしていいただきたい。感覚ではなく、全市を同一基準で比較した客観的データに基づいて、今後の期日前投票所配置を判断していただくことを強く求めます。

次に、ガンバ大阪への中学校部活動の委託について意見を申し述べます。

今回の行政の発信と進め方については到底看過できない問題であると考えております。今回の事業について、市は8月の段階で、報道機関向け情報提供資料として、令和9年4月から株式会社ガンバ大阪への中学校部活動外部委託をモデル実施しますと既に決定したかのように、市民や報道機関に発表しました。

さらに、今後の予定として、10月以降にガンバ大阪との委託契約手続を進めることまで示しております。しかし、その一方で、この事業予算については9月定例会に補正予算案件として提出すると小さく明記されているだけ。当然、可決されるか否決されるかも決まっていないその段階で、行政が実施しますと発表してしまえば、市民から見れば、もう決まった事業だと思うのは当然です。一部マスコミも市の発表を受けて、あたかも決定された事業として報道しました。

議会が真剣に審議した結果、仮に否決した場合、市は既に実施しますと発表した市民や報道機関に対してどのように説明するのでしょうか。私は今回の行政の対応は、議会の審議権、予算議決権を軽視するものであり、議会軽視と言わざるを得ない重要な問題と捉えております。このようなことを議会が黙って認めてしまえば、今後も、まず行政が事業を発表する、マスコミにも発表する、市民に実施しますと知らせる、そして、既成事実をつくっておいてから、最後に議会へ予算案を出す、こういうことが当たり前になりかねません。議会は迫認機関ではありません。今回の件は絶対に許してはいけない事案です。どうしても議決前に公表したいのであれば、議会の議決を前提として実施を予定していると、誰もが見ても分かるように、はっきりと資料に明記すべきです。

実施しますと、実施を予定しています、なお、議会の議決を前提とします、では意味が全く違います。

さらに、単なる表現上の問題として済ませるべきではありません。今回、一部のマスコミの報道に対して吹田市の職員は誰一人としておかしいとは思わなかったのでしょうか。行政として、議会の議決権をどのように認識しているのか、二元代表制をどのように考えているのか、その姿勢が問われている問題だと思います。

今回の事案を踏まえ、庁内の情報発信に関するルールを検証し、二度と同様のことが起きないように徹底することを強く求めます。

同時に、今回の対応については議会軽視と言わざるを得ず、極めて遺憾であるということを申し上げ、本議案に賛成いたします。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 議案第97号 令和8年度吹田市一般会計補正予算（第2号）について、市民と歩む議員の会を代表して意見を申し述べます。

まず、債務負担行為について。

今議会でも大きな金額の事業や設計業務だけの金額の今後はどれぐらい費用がかかるのかなどの説明とかは全くない事業など、いずれも財源の内訳も示さず、説明もなく提案されております。このようなことは今回だけではなく、これまでも同様のことが頻繁にありましたが、こんな丁寧さのかけらもないような乱暴なやり方は、今後はやめて改めるべきと苦言を呈しておきます。

次に、期日前投票所の移設及び増設について。

この議案を提案されるまでに、明るい選挙推進協議会の皆様に何も言っていない、御相談もしていなかったという失礼なことをされていたことに対して、委員会で指摘して反省すべきと申し上げましたが、三日前の土曜日においても、まだ、明るい選挙推進協議会の皆様に何も言っておられないということが判明しました。お伝えするのが遅くなれば遅くなるほどに、弁明してもその効力が薄れ、言い訳にすらも受け止めていただけないと思います。早急に失礼をわびて、これまでの経緯などを含め、説明を

されるべきと申し上げておきます。

なお、委員会でも指摘したとおり、混雑緩和のため、1時間待っているのを30分にするためだなどと、何の根拠もない提案理由を述べるのはやめておくよう、強く申し述べて、まずは受付のために必要なPCや記載台をもっと増やして、処理能力と効率をアップすることをもっとよく考え、実施するべきです。次の議会で提案されることを期待しておきます。

また、市役所本庁舎の期日前投票所をメイシアターに移設するという提案については、政令指定都市を除く日本全国の市町村の庁舎に期日前投票所があるというのが至極当然なので、期日前投票所が庁舎で実施しない、ないなんてことは、全国的にも大変希有なレアケースであり、これを実施すれば、ほかの市町村などから興味を持たれ、その理由や効果などの問合せをお受けするようなこともあるのではないかとと思いますが、市役所本庁舎正面ロビーではなく、メイシアターに期日前投票所を移設することは、投票する人だけではなく、市の担当職員にとっても不便になるということは明らかです。

委員会でも指摘申し上げておりますが、利便性を低下させてまで行うべきことではないと強く申し上げておきます。

次に、防災対策事業における循環型トイレの整備についてですが、上・下水道が使用できない状況でも利用できるのがこの設備のメリットですが、それが全く生かされておりません。

また、市内6地域に1校ずつ、全6校への設置を予定するうち、今回はまず2校に設置するというのですが、学校内のね。ただ、災害発災時の時間帯によっては、門が閉まって学校の塀の中にあるトイレでは意味のないものになると言わざるを得ません。設置場所を改めて考え直すべきと申し上げておきます。

また、今回導入を予定している循環型トイレは、処理能力が1日当たり約100回という、とても少ない低い能力ですし、必要な電力を発電する機能もありませんので、もっとふさわしい製品などを吟味して探して選ぶべきと強く申し上げておきます。

次に、市民体育館の空調整備について。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

本市は、近隣他市と比べて遅れてしまっていますので、今回、北千里及び目黒市民体育館への空調設備が進むということは、願っていたうれしいことではありますが、避難所に指定されているにもかかわらず、非常用電源の発電等設備の整備が含まれていないのは、意義が半減すると言わざるを得ません。再考を求めます。

また、残る市民体育館についてもでき得る限り早期の整備を強く求めておきます。

次に、部活動委託事業について。

8月26日に、ガンバ大阪へ中学校部活動の運営を委託と、既に決定したかのような情報提供をされ、報道されていましたが、ミスリードというかフライングされている感が否めません。苦言を呈しておきます。

また、随意契約で実施するのであれば、それなりのプロセスの透明化が必要ですが、当事者である生徒たちや保護者の皆様たちの御意向をお聞きしたわけでもなく、突如、いきなりの公表をされたと言わざるを得ません。随意契約するからには、妥当性と公正かつ透明性が問われるということを肝に銘じ、念頭に置いて、十分に説明を尽くされることを強く求めておきます。

また、中学校3校だけということですが、公平性の観点から不十分な感が否めません。学校教育の一環として行われることを踏まえれば、生徒たちの希望や意見を尊重して、不公平、不平等とならぬよう、生徒にとって新たな学びや経験につながるよう、努めるべきと強く申し上げておきます。

次に、教育の環境ネットワーク構築事業について。

前回整備したときよりも事業費が約1.5倍に膨れ上がっているとのことですが、費用対効果などをまずは十分に検証すべきということと、国からの補助金がないということに対しては、学校教育を支える基盤として必要な整備であることや、市の負担が大きくなっているなどという実情や実態なども踏まえ、国に強く求めていくべきと申し上げておきます。

次に、千里丘中学校のプレハブ校舎建築については、必要な教室数を確保するだけのよう、いわゆる間に合わせ的なものではなく、生徒たちの学習環

境の改善という、本来あるべき目標、目的を果たすべく、十分な対応を強く求めます。

次に、EVバス実証実験について。

コンソーシアムを組んで費用を出し合い実施することですが、安全性の担保はもちろんのこと、その目的、実施内容、期間、利用する皆様への影響などについて、市民の皆様や周辺住民の皆様に分かりやすく周知して、実証実験で得られた結果なども検証・公表して、皆様に御理解していただけるよう努めていただきたいと申し上げ、以上、申し述べた再考や再検討などを求めたことについて、真摯に受け止めていただき、十分精査してくださいよう強く求めて本議案に対する意見とします。

○橋本 潤議長 以上で討論終わり、議案第97号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案どおり可決されました。



○橋本 潤議長 次に、日程5 議案第98号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 議案第98号の審査結果等について報告をいたします。

本案は、令和8年度水道事業会計補正予算案であり、資本的支出を1,400万円追加し37億6,578万4,000円にしようとするものであります。分科会での審査の後、本委員会において本案に対する賛成意見が1件あり、続いて採決しましたところ、全員異議なく、議案第98号を原案のとおり承認いたしました。

以上、報告を終わります。

○橋本 潤議長 報告が終わりました。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 議案第98号 令和8年度吹田市水道事業会計補正予算（第1号）、水道事業における井戸用地取得に係る予算の補正について、会派を代表して意見を申し述べます。

本議案は、旧市民病院跡地にある旧あゆみ保育園跡地を井戸用地として取得するものであります。

理事者による説明や議案参考書等にあるとおり、井戸用地を取得し、自己水源の確保に努めていくことは、災害時その他を含め、本市にとって有益であると理解します。

しかしながら、本議案の内容、取り分け、取得しようとする井戸用地のその詳細については、今定例会で初めて明らかになりました。さきの建設環境分科会での審議において、水道部からは、当初予算に含まれていた当該井戸用地の取得のための予算額1億4,000万円は小さな金額ではないと御認識されていたにもかかわらず、詳細を説明されていなかったことは非常に残念であります。決して議会を軽視していたとは思いませんが、少々丁寧さに欠けていたと言わざるを得ません。

2月定例会での議案参考書等を読み返しますと、井戸用地の確保のための予算との記述はありますので、全く説明していないわけではありませんが、議会への説明は市民への説明です。水道部へは今回の件を今後において十分に生かしていただき、より丁寧な説明を求めたいと指摘させていただきます。

一方、今回は水道部に関することですが、当該部にかかわらず、庁内全部局へ改めて市民への説明との意識を強く持っていただきたいと思います。もちろん例えば土地取得など相手先のある事案もありますので、よりセンシティブな面もあることは理解していると付言もさせていただきます。

水資源に恵まれた本市において、命の水を預かる

水道部には一市民として大いに期待しています。同時に、その責務と市民への向き合い方にも、より一層目を向けていただくよう要望するとともに、当該議案の趣旨には賛同することから、我が会派として賛成の意見とさせていただきます。

○橋本 潤議長 以上で討論を終わり、議案第98号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案どおり可決されました。

○橋本 潤議長 次に、日程6 議案第99号、議案第100号及び認定第1号から認定第11号までを一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、決算常任委員会に付託いたしました。委員長から審査が終わっていないので次の定例会まで継続審査したい旨報告がありました。

お諮りいたします。

報告どおり継続審査いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第99号、議案第100号及び認定第1号から認定第11号までは、次の定例会まで継続審査することに決定いたしました。

○橋本 潤議長 次に、日程7 議案第92号から議案第95号までを一括議題といたします。

本件につきましては過日の本会議におきまして、理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、即決したいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論終わり、議案第92号から議案第95号までを一括して採決いたします。

本件について承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第95号までは可決されました。



○橋本 潤議長 次に、日程8 市会議案第13号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 ただいま上程されました市会議案第13号につきまして、議会運営委員会を代表しまして説明いたします。

市会議案第13号は、令和8年8月25日付で市長から意見を求められていました人権擁護委員の推薦に関する意見であります。本市議会の意見は田中健一氏、藤原俊介氏、吉川英次氏につきまして適任であるとするものであります。

よろしく御審査の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○橋本 潤議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第13号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、市会議案第13号は原案どおり可決されました。



○橋本 潤議長 次に、日程9 市会議案第14号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 ただいま上程されました市会議案第14号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第14号は、政府及び国会に対し、米国による国際刑事裁判所 I C C 関係者への制裁に強く抗議し、制裁の早期撤回と I C C の独立性を守ることが求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○橋本 潤議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第14号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、市会議案第14号は原案どおり可決されました。



○橋本 潤議長 次に、日程10 市会議案第15号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 ただいま上程されました市会議案第15号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第15号は、政府及び国会に対し、女性の人権尊重と支援を踏まえ、これから行われる臨時国会での売春防止法の改正を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきましてよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○橋本 潤議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第15号を採決いたします。

本件について原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者少数であります。よって、市会議案第15号は否決されました。



○橋本 潤議長 次に、日程11 市会議案第16号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。30番 小北議員。

（30番小北議員登壇）

○30番 小北一美議員 ただいま上程されました市会議案第16号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第16号は、政府及び国会に対し、防災庁の発足を見据えた実効性のある防災・減災体制の構築を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきましてよろしく御審査の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○橋本 潤議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第16号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても、異

議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、市会議案第16号は原案どおり可決されました。



○橋本 潤議長 以上で、日程は終了いたしました。

閉会に先立ち、市長の挨拶を受けることにいたします。市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 9月定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今回御提案をいたしました諸議案につきまして、継続審議を除き、追加議案も含め御可決をいただきありがとうございました。

いただきました御意見、御指摘を、今後の市政運営の参考とさせていただきます。

なお、令和7年度の一般会計をはじめとする各会計の決算認定につきましては、引き続きの御審査をよろしくお願いいたします。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○橋本 潤議長 9月定例会を閉じるに当たり、私からも一言お礼を申し上げます。

去る9月2日より連日にわたり熱心に御審議をいただき、また、議会運営にも御協力を賜り、本日、閉会の運びに至りました。ここに厚く御礼を申し上げます。

本定例会閉会後も決算関連議案の審査のために決算常任委員会の開催が予定されていますが、引き続き、市民のための議会活動に尽力して下さるようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議を閉じるとともに、9月定例会を閉会いたします。

（午前11時4分 閉会）



【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	橋本潤	
吹田市議会議員	山根建人	
吹田市議会議員	野田泰弘	
吹田市議会議員	清水亮佑	